

回 答 書

受付番号	回収年月日	回収場所	担当主管課
第 2 2 号	平成26年8月4日	伊予市役所	総務部 総務企画課
<p>題 目（テーマ）：</p> <p>1 各会議体（委員会、審議会等）における傍聴の意義と傍聴者における資料閲覧について</p> <p>2 「傍聴要領」の趣旨について。会議終了後における傍聴者の意見表明を認めていただきたい。</p>			
提 案 内 容（要旨）			
<p>8月2日、伊予市子ども子育て会議を傍聴しました。</p> <p>まず感じたこと。資料を一部しか見せていただけないので会議の内容が今一つ理解できませんでした。当然ながら、閲覧することができない資料もあるでしょう。しかし、必ずしも閲覧不相当とは思われない資料を見せていただけない理由が不明です。考えられる可能性。</p> <p>1. 本来傍聴という行為自体は不相当であるが、恩典として入場を許しているという考え方。</p> <p>2. 資料がなくても聞けば分かるという考え方（委員や議員より傍聴者の方が有能であることが前提）。</p> <p>3. 市民に情報を与えたくない。等々。</p> <p>少なくとも現在の傍聴制度では、他の一般市民に「傍聴されてはいかがですか」などとお勧めできるものではありません。</p> <p>以上のような考え方に立つのではなく、住民自治を深化させ行政と市民との協働を推進することが市政の重要課題なのだとすれば、傍聴者が有益であったと思えるような配慮をし、資料についても可能な限り閲覧可能な状態にしていきたいと思います。</p> <p>当日の会議を傍聴して、会議の危機感のなさに失望いたしました。そこで敢えて、会議終了直後、会長に向けて「この会議には危機感がなさ過ぎる。中予地区では若夫婦の取り合いになっている。伊予市が最も子育てがしやすい町であるとの認識を若い夫婦に持っていただきたい。国の制度が変わったので、それが自治体に降りてきたというだけの会議では困る」という趣旨の発言をいたしました。</p> <p>その際事務局より、傍聴要領を根拠に発言を制せられました。該当する可能性としては、「傍聴における遵守事項」の中の「会場内において、不用意に発言しないこと」あるいは「会議場の秩序を乱し、または会議の運営に支障となる行為」が考えられます。私は、会議が終了するまでは全く無言であり、会議の進行を邪魔することも一切していないし、そのようなつもりもありませんでした。止むに止まれず、会議が終了した後、会長に意見を申し上げたにすぎません。</p> <p>住民自治を深化させるうえで傍聴制度は重要です。会議体の真摯性を確保する上でも傍聴制度は必要です。今回の私の行動が、傍聴要領の「傍聴における遵守事項」に反するのかどうか、ご審議いただきたい。</p> <p>そもそも傍聴要領が規定され傍聴者に制約が課されるのは、特定の利害関係者により会議体の審議が邪魔をされ、または委員が圧力・圧迫を受けることを予防する趣旨によるものであると思われれます。今回の場合は当てはまらないと思われれます。強いて言えば、会議への叱咤激励。また審議に露骨な影響を与えるような場合は外形上見分けがつくことが多いのではないのでしょうか。</p> <p>ところで、会議を傍聴した者と会議体のメンバーとが会議終了後意見交換をすることは、会議体が真摯に議論を交わす場である以上、好ましいことではないのでしょうか。今後の会議体の在り方として、会長（議長）の判断において会議終了後の意見交換が実施されることを期待いたします。</p> <p>私の行動について失礼があったことについてはお詫び申し上げます。しかし、この記述の趣旨を受け止められ、傍聴要領の解釈運用を合理化していただき、傍聴者が納得できる傍聴の在り方（資料の閲覧を含めて）をご検討いただきますようお願い申し上げます。</p>			

回 答 内 容

平素より市政につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、また、この度は貴重なご御意見を頂き、厚くお礼申しあげます。

ご指摘いただいた会議の事務局は子育て支援課でございますが、審議会等全体の運営についてのご指摘と捉え、総務企画課で回答をさせていただきます。

なお、ご意見いただいた内容の趣旨については、次の3点と理解し、回答させていただきます。

- 1 審議会等で閲覧できない資料について、その理由が不明であることについて
- 2 子ども子育て会議の傍聴要領の「傍聴における遵守事項」に今回の件が該当するかについて
- 3 会議終了後に委員と意見交換をすることについて

1点目についてですが、審議会等については、伊予市自治基本条例第22条第2項の規定により、原則公開することが定められており、その具体的取扱いに係る定めとして、伊予市審議会等の委員の公募並びに会議及び会議録の公開に関する規則を平成21年12月に制定しています。

閲覧できない資料については、同規則第15条に定めがあり、伊予市情報公開条例第7条第2項の規定に基づき公開できないものとされる情報を除き、傍聴人の閲覧に供することとしております。よって、ご指摘の閲覧できなかった資料につきましては、この規定に基づき事務局において判断したと考えています。

なお、伊予市情報公開条例第7条第2項の規定により非公開としている情報の概要は、次のとおりです（文量が多いため一部省略）。

- ①個人に関する情報
- ②法人その他の団体に関する情報
- ③法令又は他の条例の規定により公にすることができない情報
- ④公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
- ⑤公にすることにより、市と国等との協力関係又は信頼関係が不当に損なわれるおそれがある情報
- ⑥市の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある情報
- ⑦市の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報

これらの非公開情報を扱う場合は、会議そのものを非公開とすることもできますが、市は、市民が進んで市政に参加し、重要な役割を果たしていただくために、できる限り、市政について、理解し、適切な判断ができるよう可能な限り情報を公開することが重要かつ不可欠と考えています。今回の件のように、会議資料の一部を非公開とする場合は、審議会等は、会議の中でその理由について、十分な説明を果たした上で、審議を進める必要があると考えますので、本市の審議会等の会議資料の取扱いについて、市役所内部で意思統一を図らせていただきます。

続きまして、2点目についてですが、審議会等は、会議を公開する場合は、会議の秩序維持のために傍聴人に指示を行い、従わせ、会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴手続を定め、その取扱いが適正に行われるよう努めています。

なお、傍聴者は、上記規則第14条第2項の規定により、審議会等の長の指示に従うこととされていますが、指導を受けた行為がいずれに該当するかについては、会議の円滑な進行を行うため、審議会等の長の裁量により、指示されるものであり、市は、その指示に基づいたもの（長との協議に基づき、事務局にその指導を委ねているものも含まれると理解しています。）である限り、正当な判断と理解しておりますので、ご理解をお願いします。

続きまして、3点目ですが、各会議の委員は、それぞれ弁護士等の学識経験者や各関係団体の代表者、さらには公募による市民の方等により構成されています。

本市における審議会等については、参画と協働によるまちづくりを積極的に推進するため、原則、公募による市民の方を審議会等の委員に選任するよう努めています。

ご指摘を受けました会議終了後の意見交換について、その趣旨は、十分理解できるのですが、市としましても、できる限り、会議の目的を効率的・効果的に達成するために、ご発言等があります場合は、あらかじめ委員として公募していただきますようご協力をお願いいたします。